

戦時食糧供出と農村統合 1940～1944

—埼玉県潮止村の事例—

永 江 雅 和

I はじめに

(1) 課題の設定

本稿では第二次大戦期の都市近郊農村における米穀供出制度の展開の実態を、行政村の史料を用いて分析する。この分析で意図している課題は二点ある。第一は戦時期農村現場における経済統制の実証分析の深化と、それによる農村の階層間格差の動向を明らかにすることである。近年の、いわゆる「総力戦体制論」を待つまでもなく、農業分野の経済史研究においては、第二次大戦期における、統制経済との関わりでの社会変動が、早くから注目されてきた。

暉峻衆三氏の研究は、政策史的分析により、二重米価制による地主経営の後退、戦時供出制度下における地主の自家保有米の制限等により、地主の経済力が後退していったことを示唆しており、地主経営分析からも同様の結論を導く研究蓄積が存在する¹⁾。

しかし、これら従来の研究は「階級」としての地主小作関係に注目するあまり、その他の階層間関係については十分な注意を払ってこなかった。最近では森武麿氏が戦時期農村における、「社会的同質化・セメント化」と「階級的階層的利害格差の拡大」が同時進行したことについて注意を促しているが²⁾、本稿でも地主小作関係に加え、自作・小作等、現場生産者レベルでの階層間格差に注目し、その変化を明らかにしたい。

第二の課題は市町村レベルの行政史料分析を通じて、戦時期の農産物統制

が現場レベルの生産者にいかなる形で受容されたのか。そしてそれが戦後改革期の農民運動へといかなる形でつながったのかについて検討を加えることである。戦時経済の与えた「上からの」影響のみでなく、左翼的農民運動が抑圧された戦時下において、現場の農民達が「下から」統制経済と増産政策をいかなる論理で受容していったのか。そしてそれは戦後に何を残したのか。第一の問題意識が構造分析への関心であるのに対し、第二のそれは政策受容者の主体性に関わる論点である。筆者は別稿において、戦後食糧供出制度との関わりにおいて、戦後農地改革の受容論理について検討したが、同様の課題を戦時統制期についても考察したい³⁾。

(2) 調査地域の性格

調査対象となる潮止村(現八潮市の一部)は、埼玉県東南部の平野地帯である埼玉地方の、更に最南端に位置する。中川、綾瀬川といった水利に恵まれた地形は県内屈指の穀倉地帯としての性格を持ち、水稻作が広範に展開しながらも、同時に頻繁な水害に悩まされた地域でもあった。また東京都に近接する都市近郊農村としての性格も持ち、農家経営は稲作のみに留まらず、都内の市場を念頭に置いた蔬菜作が発展するという、農民的小商品生産の発展が見られていた。また1930年には、全国農民組合東京府連合会の指導による小作争議を経験しているが、同村のそれは経済的条件闘争の範囲に留まり、村内名望家層の村政指導力は戦時期に至るまで大きな後退を見せていない。

1930年代において、小作争議と小商品生産の発展を並行して経験してきた同村の農民が、いかなる形で戦時経済に対応し、そして戦後改革期を迎える条件を整えていったのか。以下分析に入る。

II 戦時期供出割当制度の展開

(1) 全国的経過

戦時から戦後にかけての農産物の生産・流通統制は、最初から完成された形で成立したのではなく、状況に応じて段階を経て形成されたものであった。

一般に当時の米穀流通は集荷・流通・配給の3段階に分類され、地域の現場で、生産と結びつくのは主に集荷部分である。もちろん相互の関連が全体の統制の機能性を評価する際に重要であることは言うまでもないが、一般に供出制度と言う場合、この集荷部分を指す。以下で米穀「集荷」統制、即ち供出制度の段階推移を簡単に確認しておく。

1940年、「輸出入等臨時措置法」にもとづいて、8月に「臨時米穀配給統制規則」、10月に「米穀管理規則」が制定された。前者は流通ルートの統制であり、米穀の出荷は生産者もしくは地主の所属する農会の統制に従うべきことが、示されている(第二条)。後者は流通される米穀そのものへの統制を定めたものであり、市町村農会は個々の生産者もしくは地主別に出荷数量を定め、それを通知することが示された。これらを統合し法令化したのが、42年に成立した「食糧管理法」である⁴⁾。

このように市町村農会に委ねられた出荷統制量の決定方法は、毎年のように変更され、混乱を極めた模様である。全国的動向を見ると、1940年産米では予想収穫高による比較的ルーズな事前割当であったが、41年度は「米穀実収高資料調整要綱」により実収高調査に基づく事後割当が採用された。42年度は「食糧管理法」に基づき、予想収穫高による供出目標量を設定後、実収高確定後に割当を行った。43年度は「米穀管理要綱」により部落責任供出制度が導入され、農事実行組合単位での割当が行われた。終戦直前の44年度には「米穀増産及び供出奨励に関する特別措置」の閣議決定により事前割当が再度導入されたが、これは当初設定された事前割当量の、減収等による調整を認めないもので、還元配給を前提とする制度であったとされている⁵⁾。

全国的経過はこのように年次別に変更が重ねられる内容であったが、地域の生産現場でこれらの制度がどの程度貫徹していたかについては、判然としない点も多い。以下では潮止村の史料を基に、地域における供出制度運用の実態に迫って見たい⁶⁾。

(2) 埼玉県の事例

まず1942年度の割当について、埼玉県経済部が同年9月30日に発した「管理米取扱要綱」を検討しよう⁷⁾。

(割当経路)

まず割当のルートとして「市町村農会ハ当該地区内ノ米麦生産者又ハ地主ニ対シ部落団体ヲ通ジ管理米麦数量ノ割当ヲ為スコト」とし、割当は市町村から「部落」を通じて行われることを定めている⁸⁾。ところで一般には、戦後の「個人割当」というスローガンが強調されるあまり、戦時期に個人単位での割当が行われなかったかのように思われる危険があるが、以下で述べるように、潮止村では、個人単位での割当が存在した。問題は個人割当表の作成と公表が義務づけられなかったことである。特に後者の点は、しばしば割当の不公平に対する疑惑を生じさせた。例えば大里郡折原村においては戦時中の村政における食糧問題と配給についての疑惑が、戦後村政民主化闘争の原因となったとされている⁹⁾。そのような意味で、戦後個人割当の公表が義務付けられたことは、供出制度の民主化であったと評価してよい。

(割当時期)

次に割当方法であるが、42年度は先に全国的動向で触れたように、「市町村農会ハ実収高確定前新米、新麦ノ供出前ニ於テ予想収穫高ニ基キ米麦ノ供出目標数量ヲ定メ極力供出ヲ督励シ」とあるように、事前の供出目標数量を定めた後、作況確認後に正式に割当量を決定した。これは一見、戦後の事前割当制と相似した内容であるが、後出の割当表から判断するに、事前に決定された「供出目標量」が戦後ほどの強制力を持っていたようには見えない¹⁰⁾。42年度に関して言えば、実質的には作況確認後の事後割当制であったものと思われる。

(供出量計算)

供出すべき「管理米」数量の計算は以下のように行われるべきことが指示された。「管理米ノ計算ハ生産者ニ対シテハ実収高ヨリ(中略)算定シタル自家用保有米ノ数量及小作人ニ在リテハ更ニ其ノ小作米ノ数量ヲ控除シタル差額、地主ニ対シテハ其ノ地区内ヨリ収取スベキ小作米ノ数量ヨリ(中略)

算定シタル自家用保有米ノ数量ヲ控除シタル残額トシ其ノ管理米ヲ政府ニ売渡スベキ甲管理米ト然ラザル種子用及醸造用米即チ乙管理米トニ分チ夫々ノ数量ヲ計算スルコト（後略）」

これを整理すると地主・自作・小作別で次のような算式で計算されたことがわかる。

（地主）＝生産高－自家保有量＋小作料

（自作）＝生産高－自家保有量

（小作）＝生産高－自家保有量－小作料

この供出量計算の戦後供出との最大の相違点は、物納小作料が計算に反映している点である。戦後の供出は46年4月から、改正農地調整法により小作料金納化が実施されたため、農地改革実施以前より、供出は全て生産者単位で行われるようになったが、当時は物納小作料の受け渡しを前提に計算がなされていた。

戦時・戦後の食糧供出においては、生産現場においてはなによりも、自家保有量の確保に重点が置かれて議論がなされた。原因としてはもちろん、政府の設定した自家保有基準が、過小計算であると意識されたこともある。しかし、自家保有部分の農産物の闇市場への販売は事実上黙認されており、各農家は不足する生産物資の確保という観点から、もしくは経済地位向上のため、より多くの現金を確保するために、公定価格で販売するよりも、闇販売が可能な自家保有部分を少しでも多く確保することに関心が向かったものと考えるのが自然であろう。

このような状況は公定価格と「闇」市場価格の関係により、当然変化する。公定米価が上昇を続け、食糧危機の回避により「闇」市場価格が下落していった高度成長期以降においては、生産者の関心は自家保有量の確保から政府販売米の増加へと向かっていったのである。

自家保有の計算は、「(イ) 地方長官ノ指示スル年齢別一人当消費量ヲ基礎トシ当該家族ノ構成人員ニ応ジ算出セル一カ年分ノ数量 (ロ) 右数量ノ百分ノ一ニ相当スル数量 (ハ) 種子用所要量」の合計とされた。年齢階層別の年

間消費量計算という方法は戦後も同様であるが、年雇の労働者や家事労働者も家族として計算されている点は興味深い。

ところで地主の場合、たとえ自らの生産する米が、自家保有量を満たさない場合でも、受取小作量から保有量分を確保してから供出することができたのであるが、供出が行政村と農事実行組合という行政単位の系列で行われた関係上、「其ノ居住地市町村(中略)地区内ノ生産者ヨリ取収スベキ小作米ノ数量ノ範囲内ニ於テ之ヲ定メ当該地区内ニ小作人ノ居住セザル場合ニ於テハ当該地主ニ対シテハ原則トシテ自家用保有米ハ之ヲ認メザルコト」とされ、他村落の小作地の小作料については自家保有とすることはできず、地主保有米は自己生産分と自村落内の小作地からの小作料からの確保に限定されることとなった。

(出荷)

数量が決定された管理米の出荷方法について以下のような指示が行われた。「地主ノ管理米ニ付テハ集荷ノ敏速ヲ図ル為小作人ノ手許ニ於テ其ノ小作米麦中ヨリ当該地主ノ自家用保有米麦ヲ控除シタルモノニ付甲又ハ乙管理米麦ノ証印ノ表示ヲ受け直接管理倉庫ニ之ヲ出荷セシムル様指導スルコト」。

割当の形式上では、小作料の受け渡しの後、供出が行われることになっているが、供出米の現物は地主の庭先を経由することなく、小作米は生産者のもとから直接供出され、地主はその販売代金を受け取るだけとなったのである。

また出荷に関する生産者擁護の施策は他にも見られた。42年10月1日付埼葛地方事務所発の「昭和十七年早期供出米ニ関スル件」では、供出促進のため、早期供出米については委託販売手数料を免除することを指示している。しかし「新米ノ早期供出ハ小作人ノ努力如何ニ依ル所大ナル」との認識に基づき、「小作米ノ早期供出ヲ行ヒタル場合ハ委託販売手数料ノ免除ニ依ル利益一部ハ之ヲ小作人ニ均霑セシムルコト」を指示したのである¹¹⁾。地主の販売する管理米の販売委託手数料免除であるから、当時の制度で言えば当該農地の所有者である地主の供出代金の差引き分より控除されるべきものである

が、これを直接の生産者である小作生産者にも一部配分するよう指示しているのである¹²⁾。

こうした一連の措置により小作料の実質的な金納化が実現し、併せて施行された生産者米価と地主米価の2重価格の導入により、地主の経済的基盤が大きく後退したことについては、今日ほぼ通説となっている¹³⁾。

しかしここでは、行政村の主要な経済政策の一つであった、供出制度の担い手として、地主という階層が疎外されていったという側面に注目したい。もちろん各団体の役職者としての地主層の影響力は、依然強固であっただろうし、また在村耕作地主が大規模経営者として影響力を保持したことは十分に考えられる。しかしそれは、役職者として、耕作者としてなのであり、土地所有者がそれ自体の資格をもって供出制度の担い手となることが否定されたことが重要である。これは同時に小作生産者にとっては、より直接に「国策」である供出に結びつけられることにより、行政の「生産者主義」を内面化する、もしくは重要な建前として認識してゆく契機となったものと考えられるのである。

III 潮止村第一農区個人割当表の分析

本稿では潮止村の農事実行組合のうち、第一農区を対象として分析する。同地区は旧村である二丁目部落の一部をなし¹⁴⁾、戸数30戸で編成されていた農区である。表1に1942年時点での各農家の作付面積と、所有面積を掲載している¹⁵⁾。これによれば、同農区30戸中、22戸が3反歩未満所有の零細所有農家で構成されている。No.16は村内最大の在村地主であり、その村内の所有面積も突出している。耕作面積を見ると5反から1町歩にかけての階層が18戸と、大きな比重を占めている。図1では42年度、43年度、更に参考のため、戦後48年度の割当表の書式を掲載している。割当表の書式は、当時の割当がいかなる基準で行なわれたかを知るための、有力な手がかりとなる。以下、年次ごとに述べてゆこう。

(1) 1940年度

表1 潮止村第一農区所有・経営面積別構成

階級 \ 項目	所有面積 (推計) (戸)	経営面積 (戸)
3反未満	22	4
3~5反	1	4
5反~1町	3	18
1町~1.5町	1	4
1.5町~2町	0	0
2~3町	0	0
3町以上	3	0
計	30	30

潮止村農会『昭和十七年管理米割当基礎台帳』No. 5778
より作成

註：所有面積の推計は、同年度第一農区の平均反収1.97
石と、小作料50%の仮定で小作地面積を推計

この年度と次の41年度に関しては、潮止村の割当表は確認できないが、当時の供出状況を物語る新聞記事が存在する。40年の東京日日新聞の埼玉版では、潮止村の峰岸金一郎、台藤之助の両氏が、それぞれ350俵ずつの供出を行い、二人だけで同村の割当供出量の約50%を達成したというものである¹⁶⁾。両者は村内の上層地主であり、当時の供出における在村地主の主導性を示している事例である。もちろんこの供出米は彼等の受け取る小作米から抛出されたものと考えられるが、二重米価による地主米価の抑制が進展していない40年代初頭においては地主が供出主体として積極的役割を果たすことができた状況を物語っている。

(2) 1942年度

表2は第一農区の42年度管理米割当表の数値をまとめたものである。42年度供出は、基本的に前出「管理米取扱要綱」に準じた割当が行われている。小作米に関しては、書式上では一度地主が受け取った後に割当を行う形式になっているものの、実際には小作米の供出部分は小作生産者のもとから直接

図 1 潮止村各年次供出割当表書式

(1942 年度)

氏名	作付反別	收穫高	小作米		差引米取得高	保有米保有高 (含百分一)	種子用所需量	保有米合計	差引供出数量		節米二俵 供出数量	供出米合計 数量
			受 (+)	払 (-)					石 斗	石 斗 升 合		
	町 反 畝	石 斗	石 斗	石 斗	石 斗	石 斗 升 合	石 斗 升 合	石 斗 升 合	石 斗 升 合	石 斗 升 合	俵	俵

(1943 年度)

氏名	作付反別	実収高	割当供出数量	備考
	反 畝	石 斗 升	俵 斗 升	俵

(1948 年度)

耕作反別	実収高	保有量		割当数量	備考	氏名
		一歳一七 八一五	年 齡 別 一六歳上			
町, 反, 畝 歩						

註：潮止村農会『昭和十七年度管理米割当基礎台帳』(NO. 5778)

潮止村農会『昭和十八年度米実収高地主保有米調査』(NO. 4819)

潮止村役場『昭和二十三年度食糧管理台帳』(NO. 4829) より

：原史料は縦書き表記

表2 1942年度第一農区管理米割当状況

氏名	作付反別 (反)	反収 (石)	取穫高 (石)	小作米(石)		差引実収 (石)	保有米(石) 含百分一	種子用所要 (石)	保有米計 (石)	差引供出数 (石)	同左 核換算	節米供出 俵数	供出 俵数	最終保有高 (石)
				受	私									
No.01	38	1.55	5.9	31.4		37.3	12.6	0.1	12.7	24.6	61	6	67	10.5
No.02	108	2.02	21.8		10.7	11.1	9.9	0.3	10.2	0.9		2	2	10.3
No.03	61	1.98	12.1		3.6	8.5	9.8	0.2	10.0	0.0			0	8.5
No.04	7.5	1.95	14.6		7.5	7.1	4.8	0.2	5.0	2.5	6	2	8	3.9
No.05	6.0	1.82	10.9		6.1	4.8	8.1	0.2	8.3	0.0			8.3	0.48
No.06	8.7	2.21	19.2		9.1	10.1	9.2	0.3	9.4	0.7	1	4	5	8.1
No.07	10.5	1.94	20.4		10.4	10.0	6.1	0.3	6.5	3.5	8	3	11	5.6
No.08	7.0	1.94	13.6		2.0	11.6	7.0	0.2	7.2	4.4	10	3	13	6.4
No.09	9.3	2.06	19.2		5.5	13.7	10.6	0.3	10.9	2.8	7	5	12	8.9
No.10	6.5	1.94	12.6	2.0	5.5	9.1	7.8	0.2	8.0	1.1	3	4	7	6.3
No.11	5.0	1.60	8.0		5.1	2.9	6.1	0.2	6.3	0.0			0	2.9
No.12	5.4	2.09	11.3		5.2	6.1	6.0	0.2	6.1	0.0		3	3	4.9
No.13	5.3	2.11	11.2		5.3	5.9	5.5	0.2	5.6	0.3		2	2	5.1
No.14	4.0	1.93	7.7	61.2		68.9	8.8	0.1	9.0	60.0	150	4	154	7.3
No.15	1.2	1.83	2.2	1.0		3.2	7.2	0.0	7.2	0.0			0	3.2
No.16	1.4	3.29	4.6	254.0		258.6	12.1	0.0	12.1	246.5	616	6	622	9.8
No.17	9.5	1.96	18.6		9.2	9.4	9.8	0.3	10.1	0.0			0	9.4
No.18	6.2	2.06	12.8		6.0	6.8	4.0	0.2	4.2	2.5	6	2	8	3.6
No.19	3.9	2.00	7.8		4.1	3.7	8.8	0.1	8.9	0.0			0	3.7
No.20	3.0	1.60	4.8		3.1	1.7	2.7	0.1	2.8	0.0			0	1.7
No.21	5.8	1.64	9.5	4.3	1.6	12.2	7.9	0.2	8.1	4.1	10	3	13	7.0
No.22	0.3	1.33	0.4	0.5		0.9	4.0	0.0	4.0	0.0			0	0.9
No.23	5.8	1.86	10.8		6.2	4.6	4.9	0.2	5.1	0.0			0	4.6
No.24	7.3	2.16	15.8		7.5	8.3	7.8	0.1	7.9	0.4	1	3	4	6.7
No.25	6.8	2.18	14.8		6.4	8.4	12.4	0.2	12.6	0.0			0	8.4
No.26	8.8	1.99	17.5		8.8	8.7	8.6	0.3	8.9	0.0		4	4	7.1
No.27	12.5	1.98	24.8	1.0		25.8	11.4	0.4	11.8	14.0	35	5	40	9.8
No.28	11.7	1.91	22.4		5.8	16.6	9.6	0.4	10.0	6.6	17	4	21	8.2
No.29	7.1	2.32	16.5		7.1	9.4	11.8	0.2	12.0	0.0			0	9.4
No.30	1.4	1.79	2.5		1.5	1.0	6.0	0.0	6.1	0.0			0	1.0
農区計	188.6	1.97	374.3	355.4	143.3	586.4	241.2	5.6	247.0	375.0	933	63	996	188.0

南正行農会『昭和十七年管理米割当基礎台帳』No.5778より作成

註：原史料の書式に若干の加工を加えている。原史料の書式は図1を参照のこと。

図2 潮止村 1942年度第一農区
作付反別と反収相関

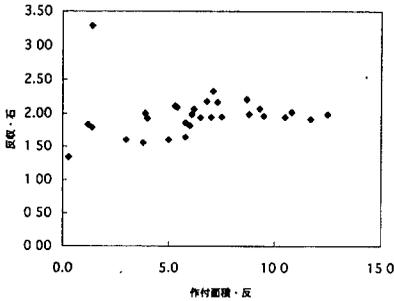
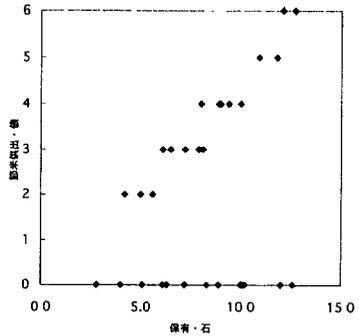


図3 潮止村 1942年度第一農区
節米供出と保有数量相関



に出荷されたものと思われる。原史料に反収の項目はないが、表中では収穫高を作付反別で除した反収数値を掲載してある。この反収と耕作面積の相関を示したのが図2である。これによれば各農家別の反収数値には、ばらつきがある。また、この反収と耕作面積との相関も特に認められない。この年度の割当は作況確認後、何らかの方法で、各農家の収穫高を確認し、そこから保有量を差し引いて決定されたものと考えられる。

(節米供出)

当該年度の書式の中で注目されるのは、「節米＝依ル供出数量」の項目である(以下節米供出)。これは他の行政文書に記録が見られないので、潮止村独自で設定された項目である可能性があり、それだけに生産現場の利害関係を色濃く反映している項目であるといえる。図3は第一農区の節米供出の算定基準を明らかにするため作成したものである。これにより節米供出は基本的に一部保有農家を除く供出農家が、保有量2・5石当たり1俵の割合で割り当てたものと判明する。この保有量を基準にした追加割当は、当時の生産者の関心が自家保有米の確保にあったことを、何よりも雄弁に物語っている事例である。

(自家保有米算出における生産者優遇措置)

農家の自家保有米の量は、各農家の人員構成の数値を基に、(1)年齢別、

表3 潮止村第一農区1942年度分類別1日当保有量
(単位・合)

	米男	米女	一般
1～5歳			1.10
6～10歳			2.00
11～60歳	4.07	3.50	3.20
61歳以上	3.67	3.13	2.83

『昭和17年度自家用保有米調査台帳』No. 5857より算出
・一般とは農業労働に従事しない者をさす。

(2) 男女別、(3) 労働別の3つの基準の組み合わせで算出された。この分類別の基準保有量を分類別に推計したのが表3である。年齢階層の下2層である5歳以下と10歳以下では他の分類を導入せず、一律な基準が適用されている。しかし11歳以上に關しては農業労働に従事する者と、そうでない者(一般)を分け、後者は男女を問わず一律に低い水準の保有米を割り当てている。農業労働者については男女別に、一段高い水準の保有が認められた。この自家保有基準の設定は、明らかな生産者優遇措置であり、在村であっても不耕作の地主等にとっては厳しい措置であったといえる。

潮止村の42年度割当は、地主の小作米確保を形式上認めているとはいえ、その流通の実態の変化を窺わせ、また自家保有米の確保を平等性の基準にした、下からの積み上げ式の割当が行なわれている。戦後供出の理念に近い方法で割当が行われていたのである。

(3) 1943年度

第一農区の米收穫高は、42年から43年にかけて、約374石から292石と、約20%の大減収を記録している。この減収はそれまでの供出制度に大きな綻びをもたらした。表4に見られる43年度の割当表は、42年度とは様相を大きく異にする。最大の変更点は、42年度のように自家保有量設定の緻密な計算が行なわれた形跡が、全く見られないことである。書式は非常にシンプルで、作付反別と実収高が示された後に、割当数量が示されている。小作米受け渡しは備考欄に回されており、調整事項として後背に退いている感は

表4 1943年度第一農区管理米割当状況

氏名	作付面積 (石)	反収 (石)	実収量 (石)	供出量 (俵)		備考(俵) (保有米)	最終供出高		自家保有 (石)	保有米減少率 (対42年比) %
				(1)	(2)		俵	石		
No. 01	4.7	0.16	7.70	15.0	1	-2	-1	-0.40	8.10	22.9%
No. 02	10.8	0.14	15.14	32.1	30	3	33	13.20	1.94	81.2%
No. 03	6.1	0.15	8.85	20.0	20		20	8.00	0.85	90.0%
No. 04	7.4	0.15	11.00	24.1	24		24	9.60	1.40	64.1%
No. 05	5.9	0.15	8.90	19.1	14	5	19	7.60	1.30	72.9%
No. 06	8.7	0.15	13.30	28.3	23	5	28	11.20	2.10	74.1%
No. 07	10.5	0.15	16.20	34.1	35		35	14.00	2.20	60.7%
No. 08	7.0	0.15	10.27	22.2	23		23	9.20	1.07	83.3%
No. 09	9.3	0.14	12.65	28.0	28		28	11.20	1.45	83.7%
No. 10	6.5	0.13	8.70	19.2	19		19	7.60	1.10	82.5%
No. 11	5.1	0.16	8.10	16.1	16		16	6.40	1.70	41.4%
No. 12	5.4	0.15	8.10	17.2	13	5	18	7.20	0.90	81.6%
No. 13	5.3	0.17	9.00	17.2	17		17	6.80	2.20	56.9%
No. 14	1.8	0.17	3.10	5.3	0	-4	-4	-1.60	4.70	35.6%
No. 15	1.2	0.20	2.40	3.3	1		1	0.40	2.00	37.5%
No. 16	1.5	0.13	2.00	4.3	1	-18	-17	-6.80	8.80	10.2%
No. 17	12.3	0.14	17.65	40.0	35	5	40	16.00	1.65	82.4%
No. 18	6.2	0.20	12.15	20.1	21		21	8.40	3.75	-4.2%
No. 19	4.5	0.15	6.53	14.2	15		15	6.00	0.53	85.7%
No. 20	3.1	0.16	4.90	10.1	10		10	4.00	0.90	47.1%
No. 21	5.8	0.17	9.90	19.0	14	-8	6	2.40	7.50	-7.1%
No. 22	0.3	0.16	0.48	2.0	0		0	0.00	0.48	46.7%
No. 23	5.7	0.13	7.25	16.2	16		16	6.40	0.85	81.5%
No. 24	7.3	0.17	12.05	23.2	24		24	9.60	2.45	63.4%
No. 25	6.6	0.16	10.43	21.2	19	3	22	8.80	1.63	80.6%
No. 26	8.8	0.14	12.40	25.2	25		25	10.00	2.40	66.2%
No. 27	12.1	0.16	19.00	39.2	38	-2	36	14.40	4.60	53.1%
No. 28	11.4	0.17	19.40	37.1	37		37	14.80	4.60	43.9%
No. 29	7.2	0.15	10.90	23.2	23		23	9.20	1.70	81.9%
No. 30	1.5	0.13	2.02	4.3	5		5	2.00	0.02	98.0%
No. 31	0.8	0.19	1.50	3.0			0	0.00	1.50	
農区計	190.8	0.16	291.97	603.5	547	-8	539	215.60	76.37	59.4%

潮止村農会『昭和18年米実収高地主保有米調査』No. 4819より作成

註：反収の農区計部分は算術平均値

：「供出量」の(1)，(2)はママである。実際の供出が俵単位で行なわれたための「ならし」であると思われるが、不明な点もある。

：「反収」「最終供出高」「自家保有高」「保有米減少率」は原史料には記載がなく、独自に計算したもの。原史料の書式については図1を参照のこと。

図4 潮止村1943年度第一農区割当状況

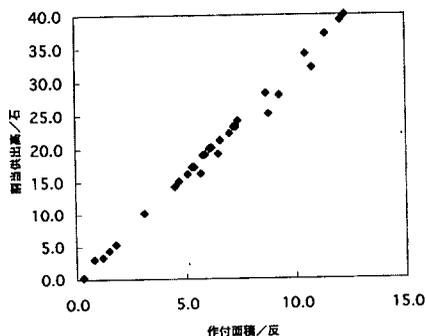
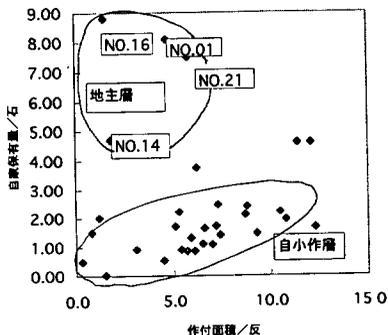


図5 潮止村1943年度作付面積と自家保有量相関図



否めない。この書式の変化は何を意味するのか、図4によりそれが明らかになる。これは各農家の作付面積と割当量の相関を示しているが、明らかに割当量が作付面積に一定倍率を乗じた数値であることを示すものである。

つまり43年度の割当は、村内収穫高から積み上げ式に算出された数値ではなく、既定の数値を作付面積を基準に、各農家に割り振った、いわゆる反別割により決定されているのである。もちろん42年度においても、供出量が全て積み上げ式の計算で満たされたわけではなく、不足分に対しては節米供出という手法がとられた。しかし43年度においては、もはや収量から保有米を差し引いた量を供出するという、それまでの原則さえ維持できない状態に至っているのである。反別割は戦時中の食糧供出制度の中で、戦後最も批判の大きい要素であった。自家保有米の確保が最大の関心事項である当時の状況下において、反別割は結果として経営規模の大きい農家の保有量を有利にし、自家保有を不平等にするものであったからである。図5では作付面積と自家保有量の相関を示している。地主層を除けば、自家保有米の量が耕作規模と正の相関を持つ現象が生じていることが明らかである。食糧管理制度の建て前上は、保有量は生産者家族構成によって決定されるべきものであり、経営面積と相関を持つ根拠はない。この現象は戦時期の統制システムの破綻が農家の階層間格差を拡大させている現象を明らかにしているのである。

一方地主の保有米の動向はどうであったのか。図5で地主は小作料から保有米を確保する性格上、自小作層とは明らかに異なる配置を示している。また表4の「保有米減少率」の欄によれば、在村地主であるNO. 01, NO. 14, NO. 16等の保有米減少率は、農区内平均より一様に少なく、保有米確保に関して地主の優位が保たれていたことがわかるのである。

IV 戦時農業要員

1944年度の村内の割当表は確認することができない。しかし戦争が終盤を迎え、戦時経済の矛盾は潮止村においても新たな展開を見せ始めた。戦時農業要員制度の展開がそれである。

戦争の長期化は動員体制に様々な矛盾をもたらした。国民徴用令による、農村からの非農業産業への徴用と、農業生産力の維持の要求というアンビバレントな課題は、その最たる一つである。農業生産者は軍需動員の脅威に常にさらされていたのである。こうした事態は農林省筋にとっても不都合な事態であり、政府は44年3月に「農業生産統制令」（以下生産統制令）を改正し、「戦時農業要員」の指定を行った¹⁷⁾。これは非農業部門への徴用による農業生産力低下の抑止を目的とする措置であり、同要員に登録されたものは、「国民徴用ヨリ之ヲ除外スル」ことが明示された。同要員は生産統制令第八条に基づき3反以上を経営し年間90日以上労働を行う、経営主及びその家族。さらに同令第十条ノ七により、市町村農会の技術員や農事実行組合長が有資格者となった。これを受けて埼玉県経済部でも44年4月1日付（村役場受付は4日）で、戦時農業要員の指定を各市町村に通達した¹⁸⁾。

これに対する村側の対応は非常に迅速であった。同月24日には村内申請者の名簿が作成され、翌月の5月12日付で同村は地方事務所1168名の要員指定を受けている。徴用による農業労働者不足が、それだけ深刻であったことを示す事例であろう。表5は同要員の指定状況であるが、同村農家424戸中370戸と、約87%の村内経営主が指定を受けており、その他も含めると村内人口の約30%に達する。先の第一農区からも30戸の内、27戸から88

表5 潮止村戦時農業要員指定状況(単位・人)

種別 年令	経営主		世帯員タル 農業者		市町村農業 会ノ技術員		部落農業団体 長, その他		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
16歳以下	0	0	3	8					3	8
16-20歳	2	2	118	125	1			3	121	130
21-30歳	16	19	53	170	1		1			
31-40歳	79	21	21	123	1					
41-50歳	106	14	12	90						
51-60歳	81	22	7	57			3			
61歳以上	6	2		1					6	3
計	290	80	214	574	3	0	4	3	511	657

潮止村役場『昭和十九年度戦時農業要員関係』(NO. 5500)より作成

名が指定を受けている、年令別には世帯主以外では20代以下の若年層の比重が高く、若年労働力の村外流出への防衛的対応とも考えられよう¹⁹⁾。指定を受けていないのは3反未満経営の農家であり、ここにおいても戦時経済の経営序列に基づく選択が確認できるのである。

このような戦時農業要員に対する農民の積極的対応は、戦時体制における、強圧的な徴用から自らの経営を防衛するものに他ならなかった。しかし、このような形態での経営防衛は、結果として自らを国家に対する食糧供出者と位置付けることを余儀なくしてゆき、彼等の供出制度に対する抵抗論理を奪ってゆく過程でもあったのである。

V 小括

本稿では、戦時体制下における戦時食糧供出制度の展開過程とその下からの対応について分析してきた。戦時体制下の食糧供出制度は、40年度の事例からもわかるように、当初旧来の農村指導者である在村地主を主体として開始された。しかし、戦時体制の長期化と深刻化により、動員体制は生産者との、より直接的な繋がりを志向しはじめる。供出制度の展開とその需給の逼迫に伴い、行政側は直接の生産者である農地耕作者を優遇する措置を順次

打ち出すことを余儀なくされ、こうした傾向は農村現場における耕作者有利な流れとなった。

潮止村の供出制度は、42年度段階においては、小作米の移動を除けば戦後供出と大きな違いはないものであった。現場レベルでの調整策である節米供出にしても、自家保有量に比例して配分されており、当時の個別農家の利害関係に基づいた「下からの」調整も確認することができる。地主層は受取小作料の中から自家保有を確保できたものの、保有量計算においては、農業労働者とその他の間に格差が設定されており、耕作者優遇の内容が残されていた。戦後との違いで言えば、割当表の公表義務の有無という問題があるが、この問題は地域によっては粗雑な割当が行なわれ得た可能性を残すものとして考えなければならないだろう。

前年度において比較的穏当であった潮止村の割当は、43年度にはいと途端に急迫の度合を増していった。自家保有量を基準とした、戦後に近い前年度の割当方式は覆えられ、部落共同責任制による割当を経営面積の反別割で一律に割り当てる方式が導入されている。反別割という割当方式は経営面積と供出量、保有量が比例する割当方式である。耕作規模の上層農家ほど多くの保有米を確保できる方式であるが、部落共同責任制の導入との結合により、上層保護というよりは下層の保有米を抑圧する制度として作用したものと見える。保有米の減少について、地主層に若干の優位が見られるにしても、総体としては戦時期食糧供出はその担い手を地域名望家である地主層から、直接生産者である耕作農家へと移しつつ、一方で経営面積の規模に基づく新たな序列を形成する契機となっていったと見るべきであろう。

戦時経済にとって、食糧生産者の確保と、軍需工員の確保の両立は深刻な課題であったが、44年段階に入り、ついに「農業徴用」的性格を持つ戦時農業要員制度が展開された。現場の農村ではこの制度に積極的に対応し、村内の3反以上経営農家のほぼ全てが、同要員として参加した。個々の農家にとって、食糧供出制度以上に軍需動員が経営を脅かす脅威であったことを示す事例である。

しかしながらこうした行政側の優遇措置と、国民徴用から自らの経営を防衛するために、土地耕作者は自ら「国策」である供出制度に協力することによって、経営、耕作の根拠を強化することを余儀なくされるのである。左翼的農民運動の道を奪われた当時の農業生産者にとって、この選択は止むを得ないものであったと思われる。この農業経営維持の正当性を、自ら国家の食糧増産に貢献する一員として位置付けることで根拠付けようとする論理は、その後、戦後改革期における農地改革の展開過程にまで影響を与えてゆくのである²⁰⁾。しかしそのことは同時に、耕作規模において下層にあるものは、地主、自小作を問わず抑圧される回路をも同時に内包していたのである。

- 1) 暉峻衆三『日本農業問題の展開 下』(東京大学出版会, 1984年), 川東埤弘『戦前日本の米価政策史研究』(ミネルヴァ書房, 1990年)等。特に地主の経営分析を通じて二重米価制による経営悪化を明らかにした研究として、西田美昭「戦時・農地改革期における地主小作関係の特質」(西田美昭編『戦後改革期の農業問題』日本経済評論社, 1994年所収)等がある。
- 2) 赤澤史朗, 高岡裕之, 大門正克, 森武磨「総力戦体制をどうとらえるか」(『年報日本現代史第3号』, 現代史料出版, 1997年所収)。
- 3) 拙稿「食糧供出と農地改革—埼玉県南埼玉郡八條村を事例として—」(『土地制度史学』1998年10月号所収)。
- 4) 食糧管理法成立過程については、前掲川東著第四章に詳しい。
- 5) 諫山忠幸『米—流通と管理—』(1961年, 地球出版) P. 185。なお「還元配給」とは、農家が自家保有部分を、後に配給されることを前提に供出することを言う。
- 6) 1942年の史料として、潮止村『昭和十七年度自家用保有米調査台帳』(NO. 5857), 1943年では、同村『昭和十八年米実収高地主保有米調査書』(NO. 4819)を分析した。以下潮止村の史料は全て八潮市立資料館の所蔵である。資料閲覧についての同館の暖かい協力を、記して謝意を表したい。
- 7) 潮止村『商工関係綴』NO. 5132。
- 8) ここでの「部落」の定義は明らかではないが、潮止村では旧村である大字を更に細分化して13の「農区」として再編している。「農区」再編の詳細は明らかでないが、戦時期の「部落」と従前のそれが同じものではないことを留意された

- い。
- 9) 北条英『民主農村建設記』解放社、1946年。大川裕嗣「農民運動の動向」(前掲西田編著所収)。
 - 10) 戦後の供出制度については紙幅の余裕がなく、また先行研究も存在するのでここでは詳術しない。戦後の供出制度については食糧庁『食糧管理史各論II』1970年に詳しい。
 - 11) 前掲『商工関係綴』。
 - 12) 但し、できるだけ早期出荷は小作米以外から行うよう、補足されている。
 - 13) 前掲 暉峻著等。
 - 14) 大字である二丁目部落は戦時中の「農区」では2つに分割され、「上二丁目」が第一農区、「下二丁目」が第三農区に編成された。
 - 15) 所有面積は供出面積からの推計。計算方法は表注を参照されたいが、在村地主の自家保有量と供出量には、他町村の所有農地の収量は含まれないため、この推計による地主の所有面積も村内のみの所有面積となる。
 - 16) 東京日日新聞埼玉版8月13日。
 - 17) 前掲 暉峻著 P. 290。
 - 18) 潮止村役場『昭和十九年度戦時農業要員関係』(NO. 5500)。
 - 19) 但し 暉峻氏も指摘するように、同制度は軍の「召集」に対しては抵抗力がなく、その場合要員を解除されることとなっていた。
 - 20) 前掲拙稿参照。

[1999年5月7日 受稿]
[1999年9月1日 受理]

(日本学術振興会特別研究員)